

今号の主な内容	
3面	家庭で使う食品の放射性物質の検査を受け付けています
4面	春の文化体験プログラム参加者募集
6面	確定申告はお早めに
8面	まちを染め物で埋め尽くすイベント「染の小道2013」
8面	シリーズ首都直下地震に備えて「公助」災害情報の収集と伝達

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成25年(2013年)

2・5

第2057号



しんじゅくコール
☎(3209)9999 FAX(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

迷ったときは 一人で決めない 悩まない



みんなで防ごう 悪質商法

被害に遭わないために

★はっきりと断る勇気を

「断ったら失礼かな」と思わせるのも、悪質業者の手口です。業者に付け入る隙を与えず、必要のないものは、はっきり「いらない」と断りましょう。

★「今だけお得」は要注意

「今だけお得。お急ぎください」などと言って、契約を急がせる業者は要注意です。家族や友人に相談したり、他の業者の価格を参考にしたりして、その場では決めるようにしましょう。

★一人で悩まず相談を

「おかしいな」と思ったときや困ったときは、家族や友人の意見を聞いたり、新宿消費生活センターにご相談ください。

振り込め詐欺の被害が続いています

還付金詐欺

区役所・税務署・年金事務所・国民生活センター・銀行・電力会社等の職員を装い、医療費・税金・保険料・年金・使用料等の「還付金がある」などと、払い過ぎたお金が戻るかのように電話をかけてきます。そして、携帯電話で指示しながら、ATM(現金自動預払機)を操作させて、お金を振り込ませます。

融資保証金詐欺

多重債務者や、資金繰りに悩む中小企業の経営者などを狙った詐欺です。金融業者を装ってダイレクトメールや広告を出し、「融資する前に保証金が必要」などと偽り、申し込んだ人にお金を振り込ませます。

オレオレ詐欺

親族を装い「会社のお金を使い込んだ」「交通事故を起こした」などと、急にお金が必要になったと電話をかけてきます。

事前に子どもや孫などになりすまして「携帯電話の番号が変わった」などと電話し、犯人の電話番号を登録させる手口もあります。

★犯人はATMを操作させたり自宅にお金を取りに来るなど、お金の受け渡しを急がせます。慌てずに、親族にしか分からない質問をしましょう。また、お金を渡す前に、必ず家族や友人、行政機関に相談しましょう。



トラブル解決に向けてお手伝いします 新宿消費生活センターをご活用ください

新宿消費生活センター(新宿5-18-21、第2分庁舎3階)では、区内在住・在勤・在学の方を対象に、消費生活に関するさまざまな相談をお受けしています。

また、「悪質商法の手口」などをテーマに、職場・学校・地域のグループに講師を派遣する出前講座や、情報誌「くらしの情報」の発行、消費生活に関するDVD等の貸し出しもしています。

消費生活相談 (電話・来所)

相談電話番号 ☎(5273)3830

消費生活相談員が、悪質商法のトラブルや解約での困りごとなどについて、問題解決のための助言や情報提供をしています。

原則として、当事者間で交渉していただくための助言等をしますが、相談内容が複雑なもの、高齢者の方などで業者との交渉が困難な場合は、相談員が交渉します。



相談を受けた内容は、個人情報を除き、国民生活センターや全国の消費生活センターと情報共有し、被害の拡大防止につ

なげます。

【相談日時】月～金曜日(祝日・年末年始等を除く)

▶電話相談…午前9時～午後5時

▶来所相談…午前9時～午後4時30分

【相談場所】区役所第2分庁舎3階

●弁護士がお答えします

消費生活相談をさらに強化するため、毎週水曜日は弁護士も相談をお受けしています(来所／予約制)。法廷で争うときの費用や慰謝料、損害賠償などについても相談できます。

【相談日時】水曜日午前9時～12時・午後1時～4時

【申込み】事前に電話で新宿消費生活センター ☎(5273)3830へ。

多重債務特別相談 (来所／予約制)

弁護士・区の職員などが、債務の整理や整理後の生活相談を、個別の状況に合わせてお受けしています。

【相談日時】毎月第2・第4月曜日午後1時～4時(祝日・年末年始等を除く。2月は25日。3月は11日・25日)

【相談場所】区役所第1分庁舎2階区民相談室

【申込み】事前に電話で新宿消費生活センター ☎(5273)3830へ。

中・高齢者を狙う手口を紹介

消費者講座「悪質商法撃退」

●新宿未来創造財団委託講座

【日時】3月7日(木)午後2時～4時

【会場】赤城生涯学習館(赤城元町1-3)

【対象】区内在住・在勤の方、40名

【内容】中・高齢者が被害に遭いやすい悪質商法の事例と対策(講師は東京都消費生活総合センター消費生活啓発員)

【申込み】往復はがきかファックス(記載例(5面参照)のほかファックス番号(ファックスで応募の方)を記入)で、2月21日(必着)までに新宿未来創造財団学習・スポーツ課(〒169-0072大久保3-1-2、新宿コズミックセンター内) ☎(3232)5121・FAX(3209)1833へ。応募者多数の場合は抽選。

賃貸住宅のトラブルでお困りの方へ

新宿消費生活センターには、賃貸住宅のトラブルに関する相談・苦情が多く寄せられています。特に、退去時の敷金等の清算によるトラブルが目立ちます。

東京都が作成した「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」では、経年劣化や破損したときに誰が費用を負担するのかを説明しています。ガイドラインは、東京都都市整備局ホームページ(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>)からご覧いただけます。詳しくは、新宿消費生活センターへお問い合わせください。